

普通保険約款

3 大成人病プラン 【成人も安心だプラン】

一般社団法人 すみれ

改訂版 20211126

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	一般条項	3
第 3 章	保険金の請求、支払時期および支払場所	12
第 4 章	保険料の増額または保険金の減額・削減支払	14
第 5 章	用語の意義	15
第 6 章	診断保険金保障条項	17
第 7 章	入院および手術保険金保障条項	17
第 8 章	死亡および高度障害保障条項	19
第 9 章	死亡見舞金保障条項	20
<別表 1>	慢性疾患	22
<別表 2>	加入できない職業	22
<別表 3>	診断確定	24
<別表 4>	対象となる高度障害状態	24
<別表 5>	病院または診療所	25
<別表 6>	入院	25
<別表 7>	対象となる手術および給付倍率表	26
<別表 8>	危険な運動	27
<別表 9>	請求書類	28

■本保険商品の保険料は、所得控除（保険料控除）の対象にはなりません。
したがって、本保険商品の保険料控除証明書は発行いたしません。

第1章 総則

(目的)

第1条 本約款は、一般社団法人すみれ（以下「当法人」といいます。）が行う保険の3大成人病プラン【成人も安心だプラン】（以下「本保険契約」といいます。）の契約内容を定めることを目的とします。

(保険契約者)

第2条 本保険契約の保険契約者とは、当法人と本保険契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使、または履行できる方で、かつ、当法人が定める加入申込書類（以下「申込書」といいます。）の「申込人」欄に記載の方とします。

(被保険者の範囲)

第3条 本保険契約の被保険者とは、申込書により当法人に通知された方の内、次の各号に掲げる事由のすべてに該当し、かつ、当法人が本保険契約の加入を承諾した方とします。

①責任開始日および更新日において、被保険者の年齢が満20歳以上65歳未満の方（ただし、65歳の誕生日を経過した後の更新日の前日までの方）。

②加入申込日において、「健康で正常に就業しており(1)」、かつ、「健康で正常な日常生活を営んでいる(2)」方。身体に障害のない方。

(1)「健康で正常に就業」とは、被保険者の属する組織の定める通常就業開始時から終了時までの間に勤労が可能な状態で就業していることをいいます。

(2)「健康で正常な日常生活を営んでいる」とは、日常の生活が主に摂食、洗面、起居動作に限られていたり、日常の行動に第三者の介護を要したりまたは機器による補助を要したりしていないことをいいます。

③加入申込日以前5年間において、別表1記載の慢性疾患もしくはこれらに類する疾患について、以下のいずれにも該当しない方。

(1)医師により治療を受けている方

(2)患っている方またはその状態にある方

(3)医師によりその疾患であると診断された方またはその疾患の治療の必要があると診断された方

④加入申込日または更新日において別表2記載の職業に従事していない方。

(保障の種類と保障額)

第4条 本保険契約における保障種類および保障条項は、次に掲げるとおりとします。

- ① 3大成人病診断保障 (第6章)
- ② 3大成人病入院保障 (第7章)
- ③ 3大成人病手術保障 (第7章)
- ④ 3大成人病死亡保障 (第8章)
- ⑤ 3大成人病高度障害保障 (第8章)
- ⑥ 死亡見舞金保障 (第9章)

2. 本保険契約における保障額は、保険証券に記載された金額とします。

(保険金受取人)

第5条 本保険契約の保険金受取人は当法人がとくに認めた場合を除き、被保険者となります。保険金を受け取るべき日において、被保険者が保険金を受け取ることができない場合には、被保険者の法定相続人を保険金受取人とします。この場合、保険金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の保険金受取人を代理するものとします。

2. 被保険者の死亡により、3大成人病死亡保険金または死亡見舞金を支払う場合、当法人は、保険証券に記載の死亡保険金受取人に支払うものとします。

死亡保険金を受け取るべき日において、すでに死亡保険金受取人が死亡し、かつ死亡保険金受取人の変更が行われていない場合、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人のうち生存している者を死亡保険金受取人とします。この場合、死亡保険金受取人となった者が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

3. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

(契約成立日およびクーリングオフについて)

第6条 当法人が本保険契約の加入を承諾した場合、保険証券および普通保険約款を保険契約者へ送付し、保険契約者がその保険証券を受領した日をもって契約成立日とします。契約成立日から8日の間は、お申し込みの撤回または契約の解除の意思表示を書面または電磁的記録によって当法人へ通知することにより、クーリングオフを行うことができます。

(責任開始日および保険期間)

- 第7条 当法人は第17条(保険料の払い込み)および第18条(保険料の払込方法<経路>)の定めにより第1回目保険料が当法人に払い込まれたときは、当該保険料の払い込まれた日の属する月の翌月の10日(以下「責任開始日」といいます。)の0時から保険契約上の責任を負います。
2. 第36条(用語の定義)第1項に規定する悪性新生物については、前項に定める責任開始日から責任開始日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、当法人は責任開始日から保障を開始します。
 3. 本保険契約の保険期間は、前第1項に定める責任開始日より1年間とします。

(更新)

第8条 保険契約者から保険期間満了日の3か月前までに、当法人に本保険契約を継続しない旨の書面による通知がなく、かつ、当法人が本保険契約の更新を承諾した場合、本保険契約は、第2項に定める更新保険料の払い込みを条件として、保険期間満了日の翌日を更新日(以下「更新日」といいます。)として更新されるものとします。

ただし、次号のいずれかに該当する場合は、更新できないものとします。

- ①保険契約者が第2条(保険契約者)の規定に合致しないとき
 - ②被保険者が第3条(被保険者の範囲)の規定に合致しないとき
 - ③本条第2項に定める更新契約の保険料が、第19条(保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効)に規定する払込猶予期間内に当法人に払い込まれないとき
2. 前項により更新されるべき更新契約の第1回目保険料の払込日は、当該更新契約の更新日以前の契約(以下「更新前契約」といいます。)の保険期間内の第17条(保険料の払い込み)第2項第③号に定める払込日とします。
 3. 前第1項および第2項により更新された本保険契約の効力は、更新日の0時に発生し、保険期間は更新日より1年間とします。
 4. 前第1項および第2項の規定により、保険契約が更新されたときは、第6条(契約成立日およびクーリングオフについて)の規定により当法人が発行した更新前契約の保険証券を更新後の保険証券とみなします。

(加入年齢または性別の誤りの処理)

- 第9条 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第3条(被保険者の範囲)に該当する場合は、当該事由の判明した時点で正しい年齢に訂正します。
2. 申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあつた場合は、当該事由の判明した

時点で正しい性別に訂正します。

3. 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第3条（被保険者の範囲）に該当しない場合は、本保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返還します。

第2章 一般条項

第1節 保険契約者または被保険者の義務

（告知義務）

- 第10条 保険契約者または被保険者は、本保険契約の締結の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当法人が書面で質問した事項について、正確に告知しなければなりません。

（告知義務違反による解除）

- 第11条 保険契約者または被保険者が前条（告知義務）の規定により当法人が告知を求めた重要な事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当法人は、本保険契約を将来に向かって解除することができるものとします。
2. 前項の場合、当法人は、保険金の支払事由が生じたあとも本保険契約を解除することができるものとします。この場合、当法人は保険金の支払いを行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当法人はその全額を返還請求することができるものとします。ただし、保険金の支払事由が、解除の原因となった事実によらないときは、保険金の支払いを行います。
 3. 本保険契約の解除は、保険契約者に対する書面をもって通知を行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居住が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、保険金受取人に解除の通知を行います。
 4. 前第1項の規定により本保険契約が解除された場合には、すでに当法人に払い込まれた保険料については、当法人は、払い戻ししません。ただし、当法人が解除の通知をした日（以下「解除通知日」といいます。）を基準として、解除通知日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がす

でに振替えられている場合は、当該保険料を保険契約者に返還します。

(保険契約を解除できない場合)

第12条 当法人は、次の各号のいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）による本保険契約の解除をすることができません。

- ①当法人が、本保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のために知らなかったとき
- ②当法人のために本保険契約の締結の媒介をすることができる者（以下、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）による解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- ③保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、第10条（告知義務）による解除の原因となる事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき
- ④当法人が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- ⑤本保険契約が責任開始日からその日を含めて2年を超えて有効に存続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて保険金の支払事由が発生したときを除きます。

2. 前項第②号および第③号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）の規定により当法人が告知を求めた事項について、事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には、当法人は前条（告知義務違反による解除）による本保険契約の解除をすることができます。

(重大事由による解除)

第13条 当法人は、次の各号のいずれかの場合には、本保険契約を将来に向かって解除をすることができます。

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）の支払いを行わせることを目的として、故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、本保険契約の保険金（死亡保険金を除きます。）の支払いを行わせることを目的として、事故招致（未遂を含みます。）した場合
- ③本保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ④保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合

- ア 反社会的勢力（注）に該当すると認められること
- イ 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を認められること
- ウ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること
- エ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を含みます。

- ⑤その他、本保険契約を継続することを期待し得ない前各号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、当法人は前項の規定によって本保険契約を解除することができます。

この場合には、当法人は、前項各号に定める事由の発生から解除されたときまでに発生した保険金の支払事由について、保険金を支払いません。

もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の規定による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。

ただし、保険契約者またはその住所もしくは居住が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、保険金受取人に解除の通知を行います。

4. 本条の規定により本保険契約が解除された場合には、当法人は、解除通知日を基準として、解除通知日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がすでに振替えられている場合、当該保険料を保険契約者に返還します。

（通知義務）

第14条 本保険契約の加入申込後に申込書の記載事項のうち、被保険者の職業または職務内容について変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当法人所定の書面（別表9-②）にて当法人に通知しなければなりません。

2. 前項について不実のことを告げたり、当法人に告げるべきことを告げなかった場合で、被保険者の変更後の職業または職務内容が第3条（被保険者の範囲）第1項第④号に合致しないときは、当法人は、本保険契約を解除することができます。
3. 前項の解除については、第11条（告知義務違反による解除）および第12条（保険契約を解除できない場合）の規定を準用します。

(他の身体障害または傷病の影響)

第 15 条 被保険者が、本約款の第 6 章から第 8 章に定める保障条項の各保険金の支払事由に該当したときに、すでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または保険金を支払うべき傷病を被った後にその原因となった事故および疾病と関係なく発生した傷病の影響により、当該保険金を支払うべき傷病の程度が重大となった場合、当法人は、その影響がなかった場合に相当する程度に認定して保険金を支払います。

2. 被保険者が、本約款の第 6 章から第 8 章に定める保障条項の各保険金の支払事由に該当したときに、当法人の認める正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷病の程度が重大となった場合、当法人は、前項と同様の方法で保険金を支払います。

第 2 節 契約条項

(超過加入の禁止)

第 16 条 同一の被保険者は、保険期間を重複して 1 口を超えて加入すること（以下「超過加入」といいます。）はできません。

2. 前項の規定に反し、保険金を支払うまでに超過加入の事実が判明した場合には、当該超過加入契約の内、保険契約者が有効とする旨の意思表示をした 1 つの保険契約のみを有効とし、他の保険契約についてはすべて無条件・無催告に無効とするものとします。
3. 保険金を支払った後に超過加入の事実が判明した場合には、当法人が指定する本保険契約のみを有効とし、保険契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の超過加入した保険契約はすべて無条件・無催告に無効とします。この場合無効とされた保険契約に対し、すでに支払われた保険金については、当法人はその全額を返還請求できるものとします。
4. 前第 2 項または第 3 項により、無効とした契約については、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返金します。

(保険料の払い込み)

第 17 条 保険契約者は、本保険契約に定められた保険料を第 18 条（保険料の払込方法<経路>）に定める払込方法で、次の各号に従い当法人に払い込むものとします。

- ①第 1 回目保険料は、当法人の定める月額保険料（以下「月額保険料」といいます。）の 2 か月分相当額を第 2 項に定める払込日に当法人に払い込むこととし

ます。

②第2回目以降の月額保険料は、1か月分相当額の月額保険料を第2項に定める払込日に当法人に払い込むこととします。

③契約の途中で、1か月分相当額の月額保険料の払い込みがなかった場合、2か月分相当額の月額保険料を翌月の払込日に当法人に払い込むこととします。

2. 前項の規定に従い、以下の各号に定める日を保険料の払込日とします。

①当法人所定の書面の記入・捺印が完全であり、当法人が各月20日（以下「承諾締切日」といいます。）までにその加入を承諾した場合には、第1回目保険料の払込日は、承諾締切日の属する月の翌月の保険証券記載の指定振替日とします。

②第2回目以降の月額保険料の払込日は、第18条（保険料の払込方法<経路>）の定めにより第1回目保険料の払込日の属する月の翌月以降、毎月、保険証券記載の指定振替日とします。

③第8条（更新）に定める更新契約における第1回目保険料の払込日は、更新前契約の保険期間満了日の属する月の2か月前の保険証券記載の指定振替日とし、第2回目以降の保険料の払込方法は、前項第②号および第③号の規定に準ずるものとします。

（保険料の払込方法<経路>）

第18条 保険契約者は、当法人が指定した金融機関等の口座振替により、毎月当法人に払い込むこととします。

2. 前項に定める毎月の口座振替の振替日は、保険証券記載の指定振替日（以下「振替日」といいます。）とし、金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

3. 保険料が指定振替日に振替できないときは、次のいずれかの方法により払い込むことができます。

①当法人の指定する金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法

②当法人の本店または当法人の指定した場所に現金を持参して払い込む方法

（保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効）

第19条 第17条（保険料の払い込み）に定める保険料の払い込みについては、次の各号に定める期間を保険料の払込猶予期間として保険料の払い込みを猶予するものとします。

①第17条（保険料の払い込み）第2項第①号に定める保険料については、同号に定める払込日の属する月から起算して第2回目の当該払込日の応当日までとします。この場合、責任開始日は当該保険料が払い込まれた日の属する月の

翌月の10日とします。

②第17条（保険料の払い込み）第2項第②号および第③号に定める保険料については、同号に定める払込日の属する月から起算して2か月目の当該払込日の応当日までとします。

2. 前項第②号に定める猶予期間内における月額保険料の口座振替は、当該振替日の前日までに滞納している月額保険料の全額と当月分の月額保険料をあわせて口座振替を行います。
3. 更新前契約の定められた月額保険料の最終払込日において、更新前契約に対して払い込むべき月額保険料が当法人に払い込まれていないときは、更新前契約に係わる未納月額保険料と更新契約に係わる月額保険料をあわせて保険料の口座振替を行うものとし、払込猶予期間は、前第1項第②号の定めにかかわらず、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月から起算して3か月目の当該払込日の応当日までとします。
4. 前第1項に定める払込猶予期間内に滞納した保険料の全額が一括して当法人に払い込まれない場合には、本保険契約は、次の各号の定めによるものとします。
 - ①前第1項第①号に定める保険料に係わる場合、お申し込みされた本保険契約は、無効とします。
 - ②前第1項第②号または前第3項に定める保険料に係わる場合、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月の2か月後の9日の24時をもって本保険契約は、保障を終了し、その翌日から効力を失います。（「失効」といいます。）
5. 前項第②号の規定により、本保険契約が失効した日以降に生じた保険金の支払事由については、当法人は、いかなる場合においても保険金を支払いません。

第3節 本保険契約の無効・消滅・終了・取消および解約

(本保険契約の無効)

第20条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は無効となります。

- ①保険契約者が責任開始日の前日までに死亡していたとき
- ②加入申込日において、保険契約者が第2条（保険契約者）に、被保険者が第3条（被保険者の範囲）の規定に合致していなかったとき
2. 前項各号に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当法人は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。
3. 前第1項各号により、無効とした契約については、すでに払い込まれた保険料を全額保険契約者へ返金します。
4. 保険契約者またはその代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

(本保険契約の消滅および消滅日)

第21条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は消滅します。

- ①被保険者が死亡したとき。この場合、その死亡した日をもって消滅します。
- ②第43条（高度障害保険金）に定める3大成人病高度障害保険金が支払われたとき。この場合、被保険者が3大成人病を直接の原因として、別表4に定める高度障害状態に該当し、当法人が受取人（またはその代理人）に当該3大成人病高度障害保険金を支払った日をもって消滅します。
- ③第7章（入院および手術保険金保障条項）に定める入院保険金の合計の支払日数が責任開始日から通算して720日に達したとき。この場合、当該保険期間の満了日（次の更新日の前日）の翌日をもって消滅します。
- ④保険契約者が、第24条（本保険契約の解約）の規定により、本保険契約を解約したとき。この場合、保障の終了日（第24条第2項）の翌日をもって消滅します。
2. 前項の場合において、契約が消滅した日を基準として、翌月10日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当該保険料を返還します。

(本保険契約の終了および保険期間終了日)

第22条 第3条（被保険者の範囲）第1項第①号の規定により、被保険者が満65歳の誕生日を経過した後の更新日の前日（「保険期間終了日」といいます。）をもって、本保険契約は終了します。

(本保険契約の取消)

第 23 条 保険契約者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結した場合には、当法人は保険契約者に対する書面による通知をもって、本保険契約を取り消すことができます。

2. 前項の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(本保険契約の解約)

第24条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、書面にて本保険契約を解約することができます。この場合、当法人が、当法人所定の書類を受け付けた日を解約日とします。

2. 前項の場合、当法人所定の書類（別表 8-②）が各月 1 日（以下「解約受付締切日」といいます。）までに当法人で受け付けられたときは、解約受付締切日の前月の保険証券記載の指定振替日の振替えが最終振替日となり、解約受付締切日の属する月の翌月 9 日を保障の終了日（以下「保障の終了日」といい、保険契約の保障の効力は、保障の終了日の 24 時に終了するものとし）とします。

解約した場合、保障の終了日の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

3. 前第 1 項に規定する解約日を基準として、解約受付締切日の属する月の翌月 10 日以降の保障に充当する保険料がすでに払い込まれている場合は、当法人は、当該保険料を保険契約者に返還します。
4. 本保険契約については、解約返戻金はありません。

第 4 節 保険料払込口座の変更

(保険料払込口座の変更)

第 25 条 保険契約者は、当法人の承諾を得て、第 18 条（保険料の払込方法<経路>）第 1 項に定める保険料の払込方法にもとづき、指定振替口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。（以下「口座変更」といいます。）

2. 保険契約者が前項の口座変更を行う場合には、当法人所定の変更届（別表 9-②）および新たな口座振替依頼書を毎月 20 日（以下「口座変更申請締切日」といいます。）までに当法人に提出してください。
3. 前項の変更申請が当法人で受け付けられ、かつ、承諾された場合には、前項に定める口座変更申請締切日の属する月の翌月の第 18 条（保険料の払込方法<経路>）第 2 項に定める振替日より、新たに口座変更された指定口座からの保険料の

振替えを行います。

第5節 保険契約の復活

(保険契約の復活)

- 第26条 保険契約者は、本保険契約が第19条（保険料の払込猶予期間および本保険契約の無効または失効）第4項第②号により失効した場合、効力を失った日から起算して3か月以内は当法人所定の書類（別表9-②）を提出して保険契約の復活を請求することができるものとします。
2. 当法人所定の書類の記入・捺印が完全であり、当法人が各月末日（以下「復活承諾締切日」といいます。）までにその復活を承諾した場合には、保険契約失効後初めての保険料の払込日は、復活承諾締切日の属する月の翌月の第18条（保険料の払込方法<経路>）第2項に定める指定振替日とします。
 3. 第7条（責任開始日および保険期間）第1項および第17条（保険料の払い込み）第1項第①号の規定は、本条の場合に準用します。
 4. 保険契約の復活は、保険期間を通じて1回限りとします。

第6節 保険金受取人の変更

(保険金受取人の変更)

- 第27条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、当法人に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、当法人が指定する書類（別表9-②）を当法人に提出しなければなりません。この場合、当法人は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
 3. 前第1項の通知が当法人に到達前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても当法人はこれを支払いません。

(遺言による保険金受取人の変更)

- 第28条 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が

当法人に通知しなければ、これを当法人に対抗することはできません。

第3章 保険金の請求、支払時期および支払場所

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

第29条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、ただちに当法人に通知してください。

2. 保険金受取人は保険金の請求をするときは、当法人が指定する書類(別表9-①)を提出してください。
3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が当法人に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。
4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当法人に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当法人の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

①保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者の死亡、診断、入院、手術または所定の高度障害状態に該当する事実の有無

②保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

保険金が支払われない事由として本保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③告知義務違反に該当する可能性がある場合

告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

④この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前第②号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前第3項または第4項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して当該各号に定

める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

①前項第①号、第②号または第④号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会……………180日

②前項第①号、第②号または第④号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定……………180日

③前項第①号、第②号または第④号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合においては、前項第①号、第②号または第④号に定める事項に関する送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会……………180日

④前項各号に定める事項についての日本国外における調査……………180日

6. 前第4項および第5項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当法人の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当法人は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 前第4項および第5項の確認をする場合、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当法人は、保険金を請求した者に通知します。
8. 当法人は前第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当法人所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、前第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当法人は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息を支払いません。

（時効）

第30条 本保険契約にもとづく保険金の支払いまたは保険料の返還を請求する権利は、保険金の支払事由または保険料の返還事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には、時効により消滅します。

（準拠法）

第31条 本約款の解釈については、日本国の法令に準拠します。

（管轄の裁判所）

第32条 本保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当法人または保険

金の受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意における管轄裁判所とします。

第4章 保険料の増額または保険金の減額・削減支払

（更新時における契約条件等の変更）

第33条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、第8条（更新）の規定にかかわらず、当法人の定めるところにより、本保険契約の更新に際して、主務官庁の認可を得て、次の変更（以下、本条において「契約条件の変更等」といいます。）を行うことがあります。

①保険料を増額し、または保険金を減額すること

②保険契約の更新を行わないこと

2. 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当法人は、契約条件の変更等の内容について、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ通知します。

（保険期間中の保険料の増額または保険金の減額）

第34条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し、または保険金を減額する変更（以下、本条において「契約条件の変更」といいます。）を行うことがあります。

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当法人は、契約条件の変更の内容について、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちにその対象となる保険契約の保険契約者に通知します。

（保険期間中の保険金の削減支払）

第35条 本約款の各保障条項に定める保険金を支払わない場合で規定している以外の想定外の事象発生により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当法人は該当する保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。

保険金を削減して支払うときは、当法人は保険金受取人に通知します。

第5章 用語の意義

(用語の意義)

第36条 本保険契約に関する用語の意義は次のとおりとします。ここで定義された「悪性新生物」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の三疾病を総称して、以降「3大成人病」といいます。

1. 本約款において使用される「悪性新生物」とは、次の内容のものをいいます。
「悪性新生物」とは、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く。）をいい、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

悪性新生物に分類されている疾病	
分類項目	基本分類番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51-C58
男性性器の悪性新生物	C60-C63
尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

※上皮内がんとは、病変が上皮内に限定しているものをいい、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

上皮内新生物に分類されている疾病	
分類項目	基本分類番号
口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の性器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D09

2. 本約款において使用される「急性心筋梗塞」とは、次の内容のものをいいます。
「急性心筋梗塞」とは、冠状動脈の閉塞または血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）をいい、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
急性心筋梗塞	I21

3. 本約款において使用される「脳卒中」とは、次の内容のものをいいます。
「脳卒中」とは、脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって 24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいい、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
くも膜下出血	I60
脳内出血	I61
脳梗塞	I63

第6章 診断保険金保障条項

(診断保険金の支払い)

- 第37条 被保険者が責任開始日以降〔悪性新生物においては第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により責任開始日以降〕の保険期間中に、3大成人病をはじめて発病し診断確定を受け、その治療を開始したとき、当法人は診断保険金を支払います。診断保険金の支払いは、保険期間を通じて被保険者につき1回のみとします。
2. 当法人は前項の診断保険金を支払ったあと、被保険者が保険期間中に死亡または別表4に定める高度障害状態に該当したときには、第8章（死亡および高度障害保障条項）の規定により、死亡保険金もしくは高度障害保険金を支払います。

第7章 入院および手術保険金保障条項

第1節 入院保険金の支払い

(入院保険金の支払事由)

- 第38条 入院保険金の支払事由とは、被保険者が責任開始日以降〔悪性新生物においては第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により責任開始日以降〕にはじめて発病し診断確定された3大成人病の治療を直接の目的として別表5に定める病院または診療所に継続して5日以上別表6に定める入院をしたことをいいます。

(入院保険金の支払い)

- 第39条 当法人は、被保険者が前条（入院保険金の支払事由）に定める入院を開始して入院保険金を支払う場合は、1回の入院について180日を限度として、1日につき入院保険金日額を支払います。
2. 被保険者が、同一の病気（これと医学的に相当因果関係がある病気を含みます。）を直接の原因として、その治療目的のために2回以上入院した場合には、入院保険金が支払われた最後の退院の日の翌日から起算して、次の入院開始日までの期間が90日以内のときは、これを1回の入院とみなし、前第1項の規定を適用します。

ただし、本項の規定により、1回の入院とみなされる入院であっても、次の入院開始日が、本保険契約の消滅日をこえる場合には、当法人は、次の入院については、入院保険金を支払いません。保険期間終了日においてもなお継続している場合においては、この限りではありません。

3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由に該当する入院については、1回の入院とはみなさず、新たな入院として取り扱い、前条（入院保険金の支払事由）の規定を適用します。
 - ①前項による入院保険金が支払われた最後の退院の日の翌日から起算して、90日を経過した後に開始した入院をしたとき
 - ②被保険者が、2回以上入院した場合で、最後の退院の日の翌日から起算して90日以内であっても、最後の入院の原因となった病気と次の入院の原因となった病気がまったく異なる場合、または医学的に相当因果関係がないとき
4. 前第2項において、被保険者が2回以上入院し、かつ1回の入院とみなされる場合において、最後の入院の原因となった病気と次の入院の原因となった病気が同一であるとき、または、医学的に相当因果関係にあるときは、次の入院が継続して5日に満たない場合でも最後の入院期間を継続して5日以上とみなし、入院保険金を支払います。
5. 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる病気を併発していた場合、またはその入院中に異なる病気を併発した場合には、当該入院開始の原因となった病気により継続して入院したものとみなし、前第4項の規定を適用します。

（入院保険金の支払限度日数）

第40条 本章に定める入院保険金で支払われる合計の支払日数が、責任開始日から通して720日に達したときは、本保険契約は保険期間満了日をもって終了します
この場合、第21条（本保険契約の消滅および消滅日）第1項第③号の規定により当該保険期間の満了日（次の更新日の前日）の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

第2節 手術保険金の支払い

（手術保険金の支払い）

第41条 当法人は被保険者が責任開始日以降〔悪性新生物においては第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により責任開始日以降〕の保険期間中に、次の条件のすべてを満たす手術（悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下

同じ。)を受けたときに手術保険金を支払います。これは入院保険金日額に手術の種類に応じて別表7に定める給付倍率を乗じて得た金額とします。

- 1) その手術が責任開始日以降〔悪性新生物については第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定による責任開始日以降〕にはじめて発病し診断確定された3大成人病を直接の原因とする手術であること
- 2) その手術が3大成人病の治療を直接の目的とすること
- 3) その手術が別表5に定める病院または診療所における手術であること
- 4) 別表7に定めるいずれかの種類の手術であること

第8章 死亡および高度障害保障条項

（死亡保険金）

第42条 被保険者が、責任開始日以降〔悪性新生物については第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により責任開始日以降〕にはじめて発病し診断確定された3大成人病を直接の原因として、保険期間中に死亡したとき当法人は死亡保険金を支払います。

ただし、責任開始日より30日以内〔悪性新生物においては第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により、責任開始日以前〕の死亡においては死亡保険金を支払いません。

（高度障害保険金）

第43条 被保険者が、責任開始日以降〔悪性新生物においては第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により責任開始日以降〕にはじめて発病し診断確定された3大成人病を直接の原因として、保険期間中に別表4に定める高度障害状態に該当したときに当法人は高度障害保険金を支払います。この場合、責任開始日以前〔悪性新生物においては第7条（責任開始日および保険期間）第2項の規定により責任開始日以前〕にすでに生じていた障害状態に、責任開始日以降にはじめて発病し診断確定された3大成人病（ただし、責任開始日以前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病と責任開始日以降にはじめて発病し診断確定された3大成人病と因果関係のない疾病に限ります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって別表4に定める高度障害状態に該当したときを含みます。

（死亡および高度障害保険金の支払い）

- 第 44 条 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、当法人は死亡保険金を支払いません。
2. 当法人は死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、これを支払いません。
 3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当法人は死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。

第 9 章 死亡見舞金保障条項

(死亡見舞金の支払い)

- 第 45 条 当法人は被保険者が保険期間中に 3 大成人病以外の事由で死亡したときに死亡見舞金を支払います。被保険者が、責任開始日以降の保険期間中に死亡しそのあとに 3 大成人病を直接の原因として死亡したと認められた場合は、第 42 条（死亡保険金）の規定により死亡保険金を支払います。
- ただし、すでに死亡見舞金を支払っていたときには支払うべき金額から死亡見舞金を差し引いて支払います。
2. 前項の死亡見舞金の受取人は、保険証券記載の死亡保険金受取人とします。この場合、死亡見舞金受取人となった者が 2 人以上いるときは、代表者を 1 人定め、その代表者が他の死亡見舞金受取人を代理するものとします。

(死亡見舞金を支払わない場合)

- 第 46 条 当法人は次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、死亡見舞金を支払いません。
- ①責任開始日より 30 日以内の死亡
 - ②保険契約者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ③被保険者の自殺行為
 - ④被保険者の犯罪行為、闘争行為
 - ⑤核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥前第⑤号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故

- ⑦前第⑤号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧被保険者に対する刑の執行
- ⑨精神障害、アルコール依存、または薬物依存
- ⑩被保険者の妊娠・出産・流産・早産または外科的手術、その他の医療処置に起因するとき。ただし、本保険において保険金を支払うべき傷病を治療する場合はこの限りではありません
- ⑪メニエール症候群、ベーチェット病および後天性免疫不全症候群（エイズ）
- ⑫特定感染症
- ⑬加入申込日において身体に障害のある場合、その身体障害を原因とする支払事由
- ⑭責任開始日より5年以内の、加入申込日において認められる既往症を原因とする支払事由
- ⑮被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または飲酒・麻薬・大麻・あへん・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑯地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑰戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑱被保険者が、自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間の事故。
ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行なっている間については、この限りではありません。
- ⑲航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が、操縦している際の事故
- ⑳別表8記載の運動等を行なっている間に生じた事故

＜別表1＞ 慢性疾患

- ①悪性新生物… がん、肉腫、筋腫、白血病、脳腫瘍、脊髄腫瘍、脊椎腫瘍など
- ②循環器系疾患… 心臓弁膜症、心筋梗塞、狭心症、心不全、大動脈狭窄、解離性大動脈瘤、冠動脈硬化症、心房細動など（人工ペースメーカー装着も不可）
- ③中毒症… 覚醒剤、抗うつ剤、抗神経病薬、麻薬、抗けいれん剤などの常用や中毒、アルコール中毒など
- ④精神および神経疾患… 統合失調症、そううつ病、多発性硬化症、脳性麻痺、てんかん症、パーキンソン病、多発性神経炎など
- ⑤脳血管疾患… 脳卒中、脳出血、脳血栓、くも膜下出血・脳梗塞、脳軟化症、脳塞栓症など
- ⑥腎臓疾患… 慢性腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、糸球体腎炎など（人工透析も不可）
- ⑦高血圧症
- ⑧糖尿病およびその他代謝障害
- ⑨消化器疾患… 肝硬変、慢性肝炎（B・C型）・急性肝炎（B型肝炎、C型肝炎、非A非B型肝炎）、脂肪肝、膵炎（慢性・急性）、潰瘍性大腸炎、食道静脈瘤、クローン病など
- ⑩血管および血液疾患… 血友病、再生不良性貧血、紫斑病など
- ⑪特定疾患および伝染病・感染症… 膠原病、ベーチェット症候群、全身性強皮症、全身性エリテマトーデス（SLE）、多発性筋炎、シュエグレン病、後天性免疫不全症候群（エイズ）、肺結核、腎結核、梅毒など
- ⑫骨および運動器疾患… 慢性関節リウマチ、脊椎すべり症、脊椎分離症、変形性脊椎症、頸椎後縦靭帯骨化症、骨髄炎、脊髄損傷、脊椎損傷など（人工骨頭または人口関節置換も不可）

＜別表2＞ 加入できない職業

- 1) 競馬・競輪・オートレース・競艇その他これらに類する職業競技に従事する者
- 2) 職業スポーツ家（力士・プロボクサー・プロレスラー・格闘技家・プロ野球選手・プロサッカー選手・プロゴルファー・プロサーファー等）
- 3) カーレーサー・オートバイレーサー
- 4) 馬手・厩務員
- 5) テストドライバー・テストライダーその他これらに類する職業に従事する者
- 6) スノーボードインストラクター・ダイビングインストラクター・サーフィンインストラクター
- 7) 水中カメラマン

- 8) スタントマン
- 9) 登山家・冒険家・探検家
- 10) サーカス・曲芸等に従事する者
- 11) 猛獣調教技師（動物園の飼育係を含む）
- 12) 定期便以外の航空機に搭乗することを職務とする者
- 13) 船舶関係従事者（パーサー・航海士・機関士・甲板員・船舶給仕従事者・水先人等）
- 14) 漁船乗組員、海藻類・貝類採取作業員、水産養殖作業員（海面）
- 15) 潜水作業員
- 16) 自衛官のうち航空機搭乗員・空挺隊員・船舶乗船員
- 17) レスキュー隊員（一般消防隊員は引受可）
- 18) バイク便運送従事者
- 19) 高所作業員（ただし、3階以上の建物または10m以上で作業を行う者）
- 20) 地下作業員（地下工事における現場監督を含む作業員）
- 21) 採鉱・採石作業員（採鉱員、坑外作業員）、石切出作業員、さく井工、採油工、じゃり・砂・粘土採取作業員、発破員、ダム・トンネル掘さく工、天然ガス採取工
- 22) 強酸・劇毒物・火薬爆発物製造作業員・取扱者
- 23) 原子力発電所技術員・作業員
- 24) 産業廃棄物作業員・運転手（営業・事務は引受可）
- 25) 暴力団、的屋、博徒
- 26) 行商・露天商およびこれらに準ずる職業に従事する者
- 27) 解体業従事者およびその経営者
- 28) 風俗営業法第2条第1項の1～8号に掲げる「風俗関連営業」に従事する者およびその経営者
- 29) 麻雀業従事者およびその経営者
- 30) パチンコ・スロットマシン・麻雀等遊技等により生計を立てている者
- 31) ファッションホテル従事者・経営者（連れ込み旅館等を含む）
- 32) 無担保で融資している金融業（サラ金）の経営者、従事者（上場・店頭公開会社を除く）
- 33) 新聞勧誘員（専業者）
- 34) パブ・スナック・バー・キャバレー等の従業員、アルバイト、パート（経営者・バーテンダーは引受可）
- 35) パチンコ店のアルバイト・パート（経営者、社員は引受可）

＜別表3＞ 診断確定

診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、日本の医師または歯科医師の資格を持つものによってなされることを要します。

＜別表4＞ 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 1) 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 2) 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
- 3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身つねに介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身つねに介護を要するもの
- 5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 8) 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- 1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 2) 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 1) 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- 2) 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものを摂取でき

ない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. つねに介護を要するもの

「つねに介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、つねに他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- 1) 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- 2) 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- 3) 「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

<別表5> 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎに該当したものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当法人がとくに認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。

<別表6> 入院

「入院」とは、医師（本会がとくに認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念することをいいます。

<別表7> 対象となる手術および給付倍率表

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 四肢切断術（手指・足指を除く）	20
2. 体内用ペースメーカー埋込術	20
3. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	20
4. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
5. 直視下心臓内手術	40
6. 心膜切開・縫合術	20
7. 副腎全摘除術	20
8. 頭蓋内観血手術	40
9. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
10 白内障・水晶体観血手術 .	20
11 網膜剥離症手術 .	10
12 ファイバースコープまたは血管バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	10
13 レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする）	10
14 悪性新生物根治手術 .	40
15 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする） .	10
16 その他の悪性新生物手術 .	20
17 新生物根治放射線照射（50グレイ（5,000ラド）以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 手術

手術とは、治療を直接の目的として、器械、器具を用いて、生体に切開、結紮、切断、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、上表の手術番号1～17を指します。

ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

4. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

5. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

<別表8> 危険な運動

- ①山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- ②リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗
- ③超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
- ④ジャイロプレーン搭乗
- ⑤その他上記①から④に類する危険な運動

<別表9> 請求書類

①保険金請求書類（関係条文：第28条）

提出書類	保険金種類				
	死 亡	診 断 金	高 度 障 害	入 院 ・ 手 術	見 舞 金 死 亡
1. 法人所定の保険金請求書	●	●	●	●	●
2. 保険証券	●	●	●	●	●
3. 被保険者の戸籍抄本または住民票	●	●	●	●	●
4. 法人所定の様式による医師の死亡証明書（法人が必要とした場合は医師の診断書または死体検案書）	●				●
5. 法人所定の様式による医師の医療証明書（高度障害もしくは症状、治療の内容または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書）		●	●	●	
6. 事故であることを証明する書類（公の機関または第三者の事故証明書）					●
7. 法定相続人の戸籍謄本	●				●
8. 法定相続人の印鑑証明書	●				●
9. 委任を証する書類（代理請求、代筆および法定相続人の代表者を決定する場合）	●	●	●	●	●
10. その他法人が約款第28条第4項および第5項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類。または、証拠として保険契約締結の際に法人が交付する書面等において定めたもの	●	●	●	●	●

注1 保険金を請求する場合には、●を付した書類のうち、法人が求めるものを提出しなければなりません。

注2 法人は、上記提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

②保険契約の変更書類（関係条文：第13条・第23条・第24条・第25条・第26条・第27条）

変更手続 提出書類	解 約 請 求	番 号 変 更	住 所 ・ 電 話	氏 名 (改 姓) 変 更	人 の 変 更	保 険 金 受 取	内 容 変 更	職 業 ・ 職 務	口 座 変 更	保 険 料 振 替	復 活 請 求	再 発 行 申 請	保 険 証 券
1. 法人所定の請求書	●			●		●					●		●
2. 保険証券	●			●		●							
3. 法人所定の変更届			●					●		●			
4. 預金口座振替依頼書										●			
5. ※公的書類				●									

※ 公的書類はいずれか1つ→運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳のコピー
戸籍謄本・住民票の原本（発行日から3か月以内）